

熊本県海区漁業調整委員会の委員候補者推薦・募集要項

漁業法等の一部を改正する等の法律が改正されたことに伴い、漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第139条第1項の規定により、次のとおり熊本県有明海区漁業調整委員会及び天草不知火海区漁業調整委員会の委員候補者を募集します。

1 募集する委員数

	漁業者・漁業従事者委員	学識経験委員	中立委員	計
熊本県有明海区漁業調整委員会	6人	2人	2人	10人
天草不知火海区漁業調整委員会	9人	3人	3人	15人

なお、各委員の要件は、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次に掲げる各委員の要件を満たす者とします。

(1) 漁業者・漁業従事者委員

海区漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所又は事業所を有する漁業者又は漁業従事者で、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。

ただし、熊本県有明海区に沿う市町村のうち、福岡県と熊本県との境から熊本県宇土市の区域に住所又は事業所を有する者であって、福岡県と熊本県との境から熊本県宇土市に至る地先海面において、1年に90日以上、採貝漁業を営み、又は営む者のために当該採捕に従事する者は、当該漁業が漁船を使用しない場合であっても熊本県有明海区漁業調整委員会の委員の資格を有する。

(2) 学識経験委員

資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者

(3) 中立委員

海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

2 任期

令和3年（2021年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで（4年間）

3 身分

熊本県特別職の非常勤職員（地方公務員法第3条第3項第1号）

4 報酬

熊本県特別職の非常勤職員の給与、旅費、費用弁償に関する条例（昭和32年3月30日熊本県報酬及び費用弁償条例第14号）の規定に基づき、職務に従事した日数に応じて、会長は、日額25,700円、月額22,000円、委員は、日額23,100円、月額18,000円を支給します。

5 職務内容

法第135条に基づき、その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理します。具体的には、海区漁業調整委員会に出席し、次の項目に関する事項等について処理します。

- ・ 資源管理方針、漁場計画の樹立、漁業権の免許、漁業の許可、漁業調整規則の制定改廃等について、知事からの諮問について審議し、答申を行います。
- ・ 委員会指示等、自らが決定機関として、指示・認定・裁定を行います。

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

推薦を受ける者及び応募する者（以下、「委員候補者」という。）は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、法令等により海区漁業調整委員会と兼務を禁止されている職にない者としします。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 年齢満18歳未満の者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

7 推薦又は応募の方法

委員候補者は、団体又は個人が推薦できるほか、自ら応募することもできます。推薦又は応募する場合は、次の様式に必要事項を記載し、関係書類を添えて、(3)の提出先のいずれかに郵送（簡易書留又はレターパック）するか又は、持参してください。

次の様式は、県庁ホームページからダウンロードできるほか、県庁水産振興課及び(3)の提出先に示した各広域本部水産課でも配布します。

(1) 提出書類

ア 推薦書及び申込書

(ア) 団体が推薦する場合

団体推薦---	漁業者・漁業従事者委員	・・・	第1号様式
団体推薦---	学識経験委員	・・・	第2号様式
団体推薦---	中立委員	・・・	第3号様式

(イ) 個人が推薦する場合

- 個人推薦---漁業者・漁業従事者委員 . . . 第4号様式
- 個人推薦---学識経験委員 . . . 第5号様式
- 個人推薦---中立委員 . . . 第6号様式

※ 推薦に当たっては3人以上が連名し、代表者が記入する。

(ウ) 応募する場合

- 応募---漁業者・漁業従事者委員 . . . 第7号様式
- 応募---学識経験委員 . . . 第8号様式
- 応募---中立委員 . . . 第9号様式

イ 住民票（発効後3ヵ月以内のもの）

ウ 同意書及び宣誓書

(2) 提出部数

推薦書又は申込書、添付書類（住民票、同意書及び宣誓書） 各1部

(3) 提出先

次の機関のいずれかに提出してください。

熊本県農林水産部水産局水産振興課

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2456（直通）

熊本県県北広域本部農林水産部水産課

〒865-0016 熊本県玉名市岩崎1004-1

電話 0968-74-2154

熊本県県南広域本部農林水産部水産課

〒866-8555 熊本県八代市西片町1660

電話 0965-33-3625

熊本県天草広域本部農林水産部水産課

〒863-0013 熊本県天草市今釜新町3530

電話 0969-22-4364

(4) 受付期間

令和2年（2020年）9月14日（月）から令和2年（2020年）10月13日（火）まで（郵送の場合は、最終日の消印有効）

なお、持参する場合の受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(5) 受付方法

郵送（簡易書留又はレターパック）又は持参

(6) その他

推薦及び応募に関して提出された書類については返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(7) 推薦及び募集の周知等

推薦及び募集については、熊本県ホームページ等を活用して周知するものとし、その期間は、おおむね1ヶ月とします。

9 推薦及び公募の状況及び情報の公表

法第139条第1項の規定に基づき、募集した委員候補者に関する情報について、同条第2項及び漁業法施行規則第45条に基づき、委員候補者の情報を整理し、受付期間の中間及び終了後に本県ホームページで公表します。

- (1) 推薦をする者が個人である場合にあっては、その者の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者が法人又は団体である場合にあっては、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が、法第138条第5項及び第6項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) その他知事が必要と認める事項
- (7) 推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数
- (8) 応募した者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

1.1 評価方法

(1) 委員候補者の評価方法

熊本県海区漁業調整委員会委員候補者評価会議が、委員候補者から提出された書類（推薦書又は申込書、住民票、同意書及び宣誓書）に基づき、委員候補者の評価を行います。

(2) 面接

評価会議は、委員候補者の評価を行うに当たって、必要と認める場合は、委員候補者に対して面接を行い、当該面接の結果を踏まえることができることとします。

(3) その他

評価会議設置要綱及び評価要領については、知事が別途定めます。

1.2 委員の任命

知事は、評価会議の報告を参考に熊本県海区漁業調整委員の任命候補者を決定し、県議会の同意を得たうえで、熊本県有明海区漁業調整委員及び天草不知火海区漁業調整委員を任命し、辞令を交付します。

1.3 問合せ先

熊本県農林水産部水産局水産振興課漁場管理班

住所 〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

TEL 096-333-2456 FAX 096-382-8511